

個人育種家のための特性調査の手引き

令和5年度農業知的財産保護・活用支援事業
植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

令和6年3月

目次

	ページ
1. はじめに	1
2. 特性表作成に必要な関連情報	2
3. 種別審査基準の見方	10
4. 特性表の作成	11
1) 種別審査基準がない場合	11
2) 必須形質と選択形質	13
3) 類似品種との区別性を主張する形質	13
4) 網掛け形質	13
5) 出願者が調査困難な形質	13
6) 種別審査基準にない形質	13
5. おわりに	14
6. 検討委員リスト	14
参考1：古い審査基準（UPOV審査基準に準拠していないか、UPOVテスト ガイドライン自体が未作成のもの）一覧	15
参考2：選択形質が指定されている種別審査基準一覧	18

1. はじめに

我が国の個人育種家は、他国の追随を許さないほど層が厚い。品種登録の出願についても、令和4年3月末時点で、出願総件数の27%、登録総件数の26%を占める。さらに、国内育成品種についてみると、登録総件数の38%を占める重要なセクターである。また、作目別にみると、果樹の登録総件数の41%、草花類の同27%及び観賞樹の同35%を占め、国内育成品種についてみると、果樹の登録総件数の43%、草花類の同42%及び観賞樹の75%を占める。近年、海外出願も増えており、草花類についても、オステオスペルマムやラナンキュラスなど個人育種家が育成した品種が、大きな世界シェアを占めるなど、世界に誇る品種が育成されている。

このような個人育種家の厚い層が形成されたのは、野菜や花きについては、国立の研究機関が育種素材となる中間母本を育成して公開するなどの我が国の育種システムや、都道府県の試験研究機関及び普及制度の支援、大学の農学部を中心とした人材育成や、個人育種家自身が地域で後継の人材育成にあたるなどの種々の取り組みに負うものと考えられる。また、企業や都道府県等で植物品種の開発を担当していた者が、退職後個人育種家として育種を続け、個人育種家の支援をしている事例も多い。

しかしながら、個人育種家は、その大部分が生産者であり、生産の傍ら育種を行っているため、時間的にも施設等についても大きな制約がある。

このような状況の中で、令和2年12月9日に公布され、令和4年4月1日から施行された種苗法の改正に伴い、出願手続きが変更された。従来は出願時に提出する説明書に、種別審査基準の網掛け形質のみについて記載する方式になっていたが、改正後は、原則としてすべての形質（選択形質で選択しないものを除く。）について出願時に特性を記載することが求められるようになった。

このため、個人育種家がこれまで自身で調査してこなかった形質も出願前の調査が必要となったことから、学識経験者、育種の専門家、農研機構種苗管理センターの栽培試験担当官及び個人育種家からなる検討委員会を設置し、個人育種家のための特性調査の手引きを作成し、我が国の新品種開発の重要なセクターである個人育種家が円滑に出願手続きを行えるよう、本手引きを作成することとした。

2. 特性表作成に必要な関連情報

1) 品種登録の手引きは以下参照

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/info/tebiki/toroku_tebiki.pdf

【関連部分】

25ページ：審査において必ず調査する必須形質については、原則全ての形質、選択形質については、調査を求める形質について記載してください。

26ページ：「出願品種の形質及び特性欄の補足等」

なお、必須形質については原則全ての形質の特性及び階級値を記載していただくこととしていますが、例えば、栽培環境によっては発現しない必須形質があるなど、出願者において調査が困難な事情がある場合についてまで、必ず記載を求めるものではありません。

調査が困難な事情とは、例えば、以下のものが挙げられるが、その他の事情がある場合は、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室（以下、種苗室という。）に問い合わせ頂きたい。出願を予定している品種の類似品種の選定のように、個別の審査内容にかかわる質問については、出願前には対応できないが、特性の調査方法などの一般的な質問については、出願前であっても問い合わせが可能である。

（調査が困難な例）

- かんしょについては、日本の環境条件では花が咲かない品種があり、調査できない。
- バレイショについても咲きにくい品種があり、調査できない。

質問 1. 審査基準に記載された標準品種がすでに一般に流通していない品種であるため、調査できない場合はどうしたらよいか。

答え：審査基準の標準品種と比較しなくても、一般に入手可能な品種（既存の登録品種（登録期間が終了したものを含む））でもよい。審査基準の標準品種と合わせて（以下「標準品種等」という）2品種程度と比べて、特性を記載することでよい。

どのような品種を標準品種等として選べばよいかわからない場合、出願前であっても種苗室に問い合わせることができる。類似品種の選定については、出願前の問い合わせはできないが、標準品種等については、出願前であっても、問い合わせ可能である。

質問 2. 審査基準の標準品種のセットをすべて栽培して比較しなければならないのか。

答え：すべての標準品種を栽培する必要はない。標準品種等として、1出願品種について、2品種程度でよい。

出願品種の類似品種を標準品種等とすることも可能である。

なお、種苗管理センターの栽培試験における各植物種類の栽培方法は以下で確認できる。

(<https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/saibaishiken/jisshi-houhou/index.html>)

質問 3. 例えば、審査基準に、葉面積について、葉面積計で測るように指示があるが、葉面積計がない場合はどうしたらよいか。

答え：審査基準は、農林水産省の審査官や種苗管理センターが審査を行う際の基準である。出願者が出願前に調査をする場合においても同様の方法で調査することが望ましいが、審査基準に書かれた用具を持ち合わせていない場合においてもそれを求めるものではない。葉面積の場合は、例えば、葉長、葉幅を測定した上で、標準品種等に比べて大きい、小さい、同じといった記載でもよい。

なお、審査基準に基づいた特性調査のマニュアルが農研機構種苗管理センターで一部公開されている。

(<https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/saibaishiken/manual/index.html>)

質問 4. 例えば、審査基準に葉の厚さを 0.01mm 単位で記載するように指示されているが、この単位で厚さを計測する機器がない場合はどうしたらよいか。

答え：質問 3 の回答と同様に、審査基準に書かれた用具を持ち合わせていない場合においてもそれを求めるものではないので、この場合も、標準品種等に比べて厚い、薄い、同じといった記載でもよい。

質問 5. 審査基準で指定された成分分析ができないが、どうしたらよいか。

答え：このような場合は、その成分が多い又は少ないと判断した理由や調査方法を記載するとともに、標準品種等に比べて多い、少ない、同じといった記載でもよい。ただし、審査においては、審査基準で指定された方法で調査が行われ、出願品種の特性が評価される。

質問 6. 選択形質を選択したいが、審査基準で指定された方法で病害抵抗性等の調査ができない場合どうしたらよいか。

答え：質問 5 と同様に、このような場合は、その病害に対する抵抗性の強弱を判断した理由や調査方法を記載するとともに、標準品種等と比べて栽培した結果の評価を記載することもよい。

品種登録の手引き：提出写真のポイントについて (p. 32)

(抜粋)

出願品種の植物体の写真は、2L 判 (12.7×17.8cm) 程度のカラー写真とし、出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所を記載した台紙 (A4 サイズ) 1 枚ごとに写真 1 枚をちょう付します。

デジタルカメラで撮影した写真をプリンターで印刷する場合には、A4 サイズの写真用紙 (光沢のある用紙) に 20mm～30mm の余白を残してカラー印刷し、余白部分に出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所を記載してください。

提出する写真は、特性が最も顕著に現れる時期 (審査基準に調査時期が記載されている場合は、可能な限り当該時期) に撮影し、次に掲げるものを含めます。

- ① 植物体全体 (根部を利用する可能性がない植物の場合は地上部のみで可) の写真
- ② 主として花を觀賞するものにあつては、花の全体の形状及び着生の状況が明瞭に分かる写真並びに 花卉等の花の各部位の色、模様、その他の形状が明瞭に分かる花の拡大写真及び花の分解写真
- ③ 主として果実を利用するものにあつては、その表面及び内部の形状が明瞭に分かる写真
- ④ 主として花及び果実以外の部位を利用するものにあつては、主として利用される部位の形状が明瞭に分かる写真
- ⑤ その他可視的に顕著な区別性が認められる特性が明瞭に分かる写真

また、可能な限り、本出願に際し類似品種として用いた植物体を、出願品種と同様な条件で撮影し提出写真に加えてください。

質問 7. 上記「提出写真のポイントについて」の⑤「また、可能な限り、本出願に際し類似品種として用いた植物体を、出願品種と同様な条件で撮影し提出写真に加えてください。」とあるが、①～④の写真は出願品種のみの写真で良いか（類似品種の写真は必須ではないのか）。

答え：上記「提出写真のポイントについて」にも「可能な限り」とあるとおり、必須ではなく、出願品種の①～④のみでも良い。

質問 8. 上記「提出写真のポイントについて」の⑤には「類似品種と並べて区別性を比較した写真などがあれば追加して適宜添付してください。」とあるが、比較写真(p34)を撮影する場合、出願品種と類似品種（対照品種）を1枚の写真に収める必要はあるのか（収穫期の違いにより、同時期では比較したい特性が顕著には表れず、特性表と齟齬が生じる場合がある）。

答え：特性を発現する時期が違う等1枚の写真に収めることが難しい場合は別々に撮影しても良い。

2) 出願書様式は、以下参照

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/info/yousiki.html#2>

【関連部分：説明書】

5. 出願品種の形質及び特性（出願品種が属する農林水産植物の審査基準に基づいて記載する。）

形質番号	形質名	特性	出願品種の階級値（特性値）
------	-----	----	---------------

質問 9. 様式では特性を記載する部分が狭いが、別に添付してもよいのか。

答え：別添と記載して、添付してかまわない。

3) 農林水産植物種類別審査基準(案を含む)は以下参照

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/info/sinsa_kijun_jp.html

和名のアイウエオ順に収録されている。学名も記載されている。

属指定の場合で対象となる種が限定されている場合があるので、出願する種が当該審査基準の対象に含まれるか注意が必要。

備考欄に【新】の記載のないものは、審査基準が古い様式のもの（UPOVテストガイドラインと整合していないか、UPOVテストガイドライン自体が未作成のもの）であるため、質的形質、量的形質及び疑似の質的形質の種類分けが記載されていないことがある。また、標準品種がすでに一般に流通していない場合がある。

質問 10. 審査基準について不明な点がある場合は、出願前に農林水産省に問い合わせてもよいか。

答え：出願品種の審査に直接関わらない一般的質問であれば、出願前に問い合わせできる。出願品種の類似品種の選定など、出願前の個別の問い合わせには対応できない。

質問 11. 種類別審査基準には、例えば、供試個体は 40 個体、栽培年数は 2 年などと記載されているが、出願時の特性調査においても、出願者は、これに従わなくてはならないのか。

答え：審査基準の最低供試個体数や試験期間は、審査において順守するものであり、出願書の作成のための特性調査においては、出願者にまで遵守を求めるものではない。ただし、出願品種の特性がよく発現していると思われる個体で特性調査をおこなうこと。

4) 一般基準は以下参照

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/act/etc/sinsa_youryou.pdf

これは、審査当局の審査のための全種類に共通する基準である。

出願者が、出願書の説明書の特性値を判断するうえで参考になる情報が含まれているので、掲載することとする。

【(抜粋) 品種登録出願審査等要領 別添 5 区別性、均一性及び安定性 (DUS) 審査のための一般基準】

第 1 趣旨 この基準は、法第 3 条第 1 項各号に規定にする出願品種の区別性、均一性及び安定性を判定するため、すべての農林水産植物に共通して適用される基準を定めたものである。

第 2 DUS 審査の基本となる形質

1 区別性、均一性及び安定性の審査に用いる形質は次の項目をすべて満たすものとする。

- (1) 一定の遺伝子型又はその組み合わせの結果発現するもの
- (2) ある環境条件の下で、十分な一貫性と再現性があるもの
- (3) 品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの
- (4) 詳細な定義及び認識が可能なもの
- (5) 法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する均一性の要件を満たすもの
- (6) 法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する安定性の要件を満たすもの

2 区別性、均一性及び安定性の審査に必要な植物体の数、栽培年数等の栽培試験その他の試験にかかる設計は、種類別審査基準に定めるところによるものとする。

第 3 区別性の判定に関する基準

1 区別性の審査は、法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する要件 (品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること) を満たすものであるか否かについて実施する。

2 「公然知られた他の品種」は、法第2条第2項に規定する「品種」に該当し、かつ、生きた植物体が存在するものでなければならない。

3 「公然知られた他の品種」のうち、特性データを比較することにより、出願品種と明確に区別することが可能である品種については、出願品種の栽培試験に含める必要はない。出願品種と明確に区別することができない場合には、直接栽培試験又はその他の適当な試験により出願品種と比較しなければならない。

4 2つの品種について、特性が同じであり、均一性の程度のみが違う場合には区別性があると認められない。

5 2つの品種について、特性の差異が一貫しており、かつ、明確である場合には区別性があると認められる。

6 2つの品種の区別が明確であるか否かの判定方法については、遺伝学的な形質の種類（質的形質、擬似の質的形質又は量的形質）により異なる。

(1) 質的形質

質的形質とは、植物の雌雄、倍数性等階級値が個々に不連続なものをいう。質的形質について階級値が異なる場合には、品種間に区別性があると判定する。

(2) 擬似の質的形質

擬似の質的形質とは、例えば、形に関する形質で、ある程度連続して変異するが、直線的連続ではなく曲線等2次元以上の複雑な変異をするものをいう。疑似の質的形質については、卵形、長円形、円形、倒卵形のように区切りを設けて質的形質と同様に取り扱う。原則として、擬似の質的形質の階級値が異なる場合には、区別性があると判定する。ただし、連続して変異することを考慮して、明確な差異があることを確認しなければならない。

(3) 量的形質

量的形質とは、植物の茎の長さのように直線的に連続して変異するものをいう。原則として、栽培試験毎に標準品種等を用いて階級値及び階級幅を設定し(注*参照)、量的形質が1階級値の幅以上異なる場合には、区別性があると判定する。ただし、直線的に連続して変異することを考慮して、明確な差異があることを確認しなければならない。また、統計的有意差をもって区別性があるとする場合は、試験規模、反復数が十分でなければならない。

7 色の識別について、RHSカラーチャートを用いる場合は、使用方法に基づき、標本との色と一致する色カードの色票番号を記録し、明確に異なる場合には、区別性があると判定する。

(以下、一般基準の抜粋（区別性の判定）に対する質問)

質問 12. 公然知られた品種とはどのような品種か。類似品種は、公然知られた品種でなければならないのか。

答え: この場合、公然知られた品種とは、一般に入手可能な品種と解釈していただいてよい。類似品種や標準品種等は、原則として、公然知られた品種から選定しなければならない。

質問 13. 最も類似すると思われる品種が、特定の地域や、特定の者のみに許諾されていて、入手できない場合は、どうしたらよいか。

答え: 入手できない場合は、出願書で類似する品種として記載する品種は、二番手（二番目に類似する品種）以降の品種のうち入手可能なものと比較することによりよい。

質問 14. 量的形質の区別性の判断はどのようにしたらよいか。

答え: 一般的には、2階級値の違いがある場合、区別性があるとされる。1階級値しか変わらない場合であっても、計測結果等から、違いの幅が1階級値の幅以上の場合には、区別性があるとされる。

質問 15. 量的形質の階級値及び階級幅が不明の場合、類似品種との違いをどのように評価したらよいか。

答え: 審査基準に設定されている標準品種または入手可能な登録品種と比較して相対評価することで違いを評価する。例えば、標準品種等と比較して大きい、小さい等と記載すればよい。

質問 16. RHS カラーチャートがない場合どうしたらよいか。

答え: 出願者もRHSカラーチャートを使用することが望ましい(必ずしも最新版でなくても良い)が、持っていない場合は、JHSカラーチャート等の他のカラーチャートでもよい。

いずれのカラーチャートも持ち合わせていない場合は、近隣の試験場等にあれば借りることも一つの方法である。それもできない場合は、例えばオレンジ系の明るい赤等の記述する方法でもよい。

色の記述は出願書に添付する写真と整合しているか確認する必要がある。

また、既存の品種と比較して、同程度とかやや濃いオレンジとか記載する方法もある。

【一般基準の抜粋続き（均一性及び安定性の判定）】

第4 均一性の判定に関する基準

1 均一性の審査は、有性繁殖、栄養繁殖等の繁殖方法により予測することができる変異を除いて、法第3条第1項第2号に規定する要件（同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること）を満たすものであるか否かについて実施する。

2 均一性の判定は、種類別審査基準に定めがある種類は、種類別審査基準に従い実施する。種類別審査基準に定めがない種類であってUPOVテストガイドラインが作成されている種類については、UPOVテストガイドラインに定める基準を準用する。UPOVテストガイドラインが作成されていない種類については、以下の基準を準用する。

(1) 栄養繁殖性品種及び自家受粉品種の場合

異型個体の混入数が、繁殖された出願品種の個体数に応じ別表に掲げる最大混入許容数を超えないとき、均一性があると判定する。この場合の異型個体とは、出願品種と第3による区別性が認められる個体をいう。

(2) 他家受粉品種の場合

他家受粉品種は、一般的に品種内の変異の幅が大きく、異型個体の判定が困難であることから、同一の種類に属する既存品種の変異の幅との相対的比較により、既存品種の変異の幅と同程度又は小さいとき、均一性があると判定する。

(3) 交雑品種の場合（注：F1品種等）

交雑品種は、次のとおり、交雑の種類ごとに判定する。

ア 近親交配系（自家受粉する品種とみなす）由来の単交雑品種

(1) の基準により判定する。必要な場合には、自殖個体の許容量を追加して認める。

イ 両親の少なくとも一方が他家受粉系の単交雑品種

(2) の基準により判定する。

ウ 多元交雑品種

(2) の基準により判定する。必要な場合には、自殖個体の許容量を追加して認める。

第5 安定性の判定に関する基準

1 安定性の審査は、法第3条第1項第3号に規定する要件繰り返し繁殖させた後において特性の全部が変化しないこと）を満たすものであるか否かについて実施する。

2 安定性は、出願品種について、通常の繁殖方法によって増殖を繰り返した場合において、すべての繁殖の段階の個体が、第3による区別性の判定に係る特性を発現し、かつ、その均一性を維持しているか否かによって判定する。ただし、出願品種の育成の方法、第4の均一性の判定の結果等により安定性を判定し得る場合にあつては、これらにより安定性があると判定することができるものとする。

(以下、一般基準抜粋（均一性及び安定性の判定）に関する質問)

質問 17. 「有性繁殖、栄養繁殖等の繁殖方法により予測することができる変異を除いて」とは、具体的にどのようなことか。

答え：均一性の判定基準（異型個体の許容数）は、種類別審査基準に記載されているが、栄養繁殖や自家受精品種については、厳しく（少なく）、他家受精品種については比較的多く設定されている。許容数が不明な場合は、出願前であっても、種苗室に問い合わせることができる。

3. 種類別審査基準の見方

種類別審査基準の形質は、一般基準に記載されているように以下のように分類される。ただし、268種類の古い審査基準（UPOV審査基準に準拠していないか、UPOVテストガイドライン自体が未作成のもの）（参考1）では、形質の分類が記載されていない。

(1) 当該種類の中で品種のグループ分けに使用する形質（G）

(2) 品種の特性表の国際調和のために必要な形質（*）

(3) 質的形質（QL：Qualitative Characteristics）

質的形質とは、植物の雌雄、倍数性等階級値が個々に不連続なものをいう。質的形質について階級値が異なる場合には、品種間に区別性があると判定する。

質問 18. 古い審査基準（UPOV審査基準に準拠していないか、UPOVテストガイドライン自体が未作成のもの）では質的形質、疑似の質的形質及び量的形質の分類が記載されていないので、区別性がある形質として願書で主張してよいか分からない。この場合、どうしたらよいか。

答え：出願者は、区別性の判定をしようとする形質の分類区分について、種苗室に問い合わせることができる。これは、審査基準に関する一般的な質問であるため、出願前であっても問い合わせることができる。

(4) 疑似の質的形質（PQ：Pseud Qualitative Characteristics）

疑似の質的形質とは、例えば、形に関する形質で、ある程度連続して変異するが、直線的連続ではなく曲線等2次元以上の複雑な変異をするものをいう。疑似の質的形質については、卵形、長円形、円形、倒卵形のように区切りを設けて質的形質と同様に取り扱う。原則として、疑似の質的形質の階級値が異なる場合には、区別性があると判定する。ただし、連続して変異することを考慮して、明確な差異があることを確認しなければならない。疑似の質的形質は、関与する遺伝子の数がやや多く、連続的に変異することから、特性値の選定に迷うときには、写真などの補足資料や、階級値の3と4の中間といった注釈を付すとよい。1以上の疑似の質的形質について明確に異なる品種は、一般基準に基づき対照品種に含める必要はない。疑似の質的形質についても、異なる場所で栽培された品種との比較が可能である。

質問 19. 一般基準に、1 以上の質的形質（又は疑似の質的形質）が明確に異なる品種は、区別性が明確であるため類似品種に含める必要はないとされているが、出願品種が一般に知られた既存のすべての品種と質的形質（又は疑似の質的形質）で明確に異なる場合、類似品種は記載しないで良いのか。（例えば、出願品種が、連続的に変異しない色や形等の形質において、既存の品種と明確に異なる特性を有する場合。）

答え：1 以上の質的形質が明確に異なる品種は、審査においては区別性が明確であるため、一般基準に基づき類似品種に含める必要はないが、願書には最も類似した品種の記載は必要である。また、枝変わり等の突然変異や戻し交雑により育成された品種の場合、質的形質で異なっていたとしても、類似品種又は標準品種等として親品種を記載する必要がある。

(5) 量的形質（QN：Quantitative Characteristics）

量的形質とは、植物の茎の長さのように直線的に連続して変異するものをいう。原則として、栽培試験毎に標準品種等を用いて階級値及び階級幅を設定し、量的形質が1階級値の幅以上異なる場合には、区別性があると判定する。ただし、直線的に連続して変異することを考慮して、明確な差異があることを確認しなければならない。

量的形質は、形質の発現に多くの遺伝子が関与し、連続分布を示して表現型により区別できない。また、栽培場所や気候、栽培方法等の環境条件の影響を強く受けることから、異なる環境条件下で栽培された結果を単純に比較することはできない。このため、栽培試験を実施する種苗管理センターでは、他のUPOV同盟国と同様に、毎年栽培する標準品種等の複数年のデータから、その年度の階級値を設定し、環境の影響を軽減する方法を取っている。

育成者は、階級値の補正ができないため、量的形質は、特性の記載が最も難しいといえる。特性の記載に当たっては、可能であれば、種類別審査基準の階級値の横に記載された標準品種に比べて相対的に特性を選定するようにする。前述のように、標準品種が入手可能でない場合は、一般に入手可能な品種と比較すればよい。調査や計測にあたっては、最大や最小などの極端な個体を除いて、その品種の標準的な個体について行うようにする。ただし、これは、環境条件が異なることや、階級値の設定が不明であることから、他の場所で栽培した結果とは異なる場合が多い。

質問 20. 量的形質については同じ場所で栽培した品種と比較しなければならないのか。

答え：量的形質は、環境条件の影響を強く受けるので、願書作成のための調査であっても類似品種とは同じ場所で栽培して比較することが必要である。

4. 特性表の作成

1) 種類別審査基準が掲載されていない場合は以下参照

<https://www.hinshu2.maff.go.jp/info/yousiki/sinki/sinki.html>

(抜粋)

農林水産省のホームページ上に審査基準及び特性表が掲載されていない植物は、出願実績が無い植物（新規植物）であるため、この様な植物を出願される方は独自の特性表を作成する必要があります。

作成する特性表は、「出願品種が示す形質特性」及び「出願品種の区別性」が認められる程度の記載（10形質程度）で構いません。

作成に当たっては、以下に示した表の中から必要と考えられる形質を選択し、ホームページに掲載されている類似植物の特性表を参考に作成してください。

なお、提出された特性表の記載内容を理由に出願を拒絶することはありませんが、必ず、規定に定められた枚数の写真を添付してください。

また、新規植物を出願された場合には、出願受理後に審査基準を作成するための調査（種苗特性分類調査）への御協力を依頼する場合がありますので、御承知ください。調査協力が拒否され審査基準が迅速に作成されない事態になりますと、出願品種の審査が長期化することになります。

【草本性植物】

1. 草姿及び草丈
2. 茎の形状及び葉の形状
3. 花の形状、果実の形状（果実を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。）及び種子の形状（種子を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。）
4. 根部を利用するものにあっては根の形状等

【木本性植物】

1. 樹姿及び樹高
2. 幹の形状、枝の形状及び葉の形状
3. 花の形状、果実の形状（果実を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。）及び種子の形状（種子を食用、加工用又は品種の識別のために利用するものに限る。）

質問 21. 審査基準が作成されていない種類の出願は、どのようにしたらよいのか。

答え：審査基準が作成されていない植物種類については、上記の説明に沿って簡単な特性を記載することで、出願が可能である。ただし、出願後に、審査基準が作成され、その後に審査となるため、登録までの期間は、審査基準がある植物種類より長くなる。

2) 必須形質と選択形質の記載について

令和5年12月現在で作成され公表されている種別審査基準の数は722種類で、そのうち、選択形質が指定されているのは参考2に列記した67種類であり、農林水産省告示第429号で公表されており、以下参照。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/act/etc/juyona_keisitu.pdf

これ以外の植物種類は、必須形質だけである。

選択形質については、選択した場合であって、育成者において、調査が困難な場合の対応については、質問5及び6を参照。

3) 類似品種との区別性を主張する形質

出願において最も重要な形質であり、丁寧に記載する必要がある。調査方法や評価方法がわからない場合は、前述のとおり出願前であっても種苗室に問い合わせることができる。

4) 網掛け形質

これは、種苗法の改正前に、出願に際して説明書に記載を求められた形質である。種別審査基準が、UPOV基準と調和している場合は、書面審査方式を採用している一部の国を除き、他のUPOV加盟国で出願時に求められる技術質問票の形質とほぼ同一である。これらの形質は、品種のグループ分けや、類似品種の選定に使用される。質的形質、疑似の質的形質及び量的形質のいずれもが含まれるが、比較的育成者が選定しやすい形質が選ばれている。これについては、日本でも従来から説明書に記載が求められていたものである。

5) 出願者が調査困難な形質

出願者が調査困難な形質については、願書の記載を空欄で提出することができ、出願の受理後に審査官に相談して補正することもできる。

6) 種別審査基準にない形質

新品種の特徴を示す形質には、育種の進展に伴って新たに追加を検討されるべきものもある。その場合は、出願時に願書の説明書の7. に詳細な調査方法とともに記載することにより、追加検討対象となりうる。

質問 22. 種別審査基準に含まれていない形質で区別性があると思われる場合、どうしたらよいか。

答え：まずは上記の通り、出願時に願書の説明書の7. に詳細な調査方法とともに記載することが必要である。記載された形質は種別審査基準にある形質で区別性がなかった場合に形質追加の検討対象になる。形質として追加されるためには、一般基準の第2の1の(1)～(6)に定める条件を満たさなければならない。条件を満たせば、形質を追加することができるが、省令改正などの手続きが必要であることから審査に時間がかかることに留意されたい。

5. おわりに

本手引きを作成するにあたり、貴重なご意見をいただいた以下の検討委員の皆様に心から謝意を表す。

6. 検討委員リスト

(アイウエオ順、敬称略)

小原 誠	株式会社おはら果樹園 f i r m 会長
清水 徳朗	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹茶業研究部門 研究推進部
角田 ミサ子	株式会社つのだん I P 代表取締役
野口 裕司	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構野菜花き 研究部門野菜花き品種育成研究領域施設野菜花き育種グループ
長谷川 康平	長谷川園芸
古井 章広	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理 センター 試験・検査部特性調査業務課品種調査専門役
三位 正洋	千葉大学名誉教授 (座長)
吉川 公規	J A 静岡経済連みかん園芸部 柑橘果樹課技術コンサルタント

令和5年度末の作目別の審査基準が古い様式のもの（UPOVテストガイドラインと整合していないか、UPOVテストガイドライン自体が未作成のもの）は、以下のとおり（種類は品種の用途により異なる場合がある。）。【毎年新たな審査基準が4、5種類作成されるので、最新の情報は、農林水産省のウェブサイト：

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/info/sinsa_kijun_jp.html
で確認するか、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室にお問い合わせください。】

(果樹：10種類)

- | | | |
|----------|--------------|----------|
| ・イチジク | ・ウンシュウミカン | ・オレンジ類 |
| ・カリン | ・クロミノウグイスカズラ | ・香酸カンキツ類 |
| ・その他カンキツ | ・バンレイシ | ・ブント類 |
| ・ユスラウメ | | |

(草花：125)

- | | | |
|--------------------|-----------------|-------------------------------|
| ・アイリス (ヒアテッド) | ・クロタネソウ | ・ヒアシンズ |
| ・アイリス (ヒアテッド、球根除く) | ・クロッサンドラ | ・ヒオウギ |
| ・アガスタケ | ・グロリオサ | ・ヒナギク |
| ・アゲラツム | ・コルタディアゼロアナ | ・ヒヤクニチソウ |
| ・アザミ | ・コルムネア | ・ヒロデンドロン |
| ・アサリナ | ・コレオプシス | ・ビンカ |
| ・アジアタム | ・コンウォールウルス | ・フウラン |
| ・アタナシア | ・ゴンフレナ (センニチコウ) | ・フウロソウ |
| ・アプテニア | ・在来サクラソウ | ・フライアパダンチュラ |
| ・アマモドキ | ・サンヴィターリア | ・フリージアラクサ |
| ・アルテルンテラポリゲニス | ・サンダーソニア | ・フロックス (F.パニキュラを除く) |
| ・アローカシア | ・ジゴペタラム | ・ヘスペロジキス |
| ・イソトマアキシラリス | ・シャスタデージー | ・ヘリオプシス |
| ・イワダレソウ | ・シュウメイギク | ・ベロニカ |
| ・イワヒバ | ・シラン | ・ペンステモン |
| ・ウチョウラン | ・シレネ | ・ホセカ (ニューギニアパチエンス、アフリカホセカを除く) |
| ・エウリオプシス | ・シンゴナンサスクリサンスム | ・ボタンウキクサ |
| ・エクメア | ・スイセン | ・ホテイアオイ |
| ・エピデンドラム | ・スイートピー | ・ホトトギズ |
| ・エビネ | ・スカエウオラアエムラ | ・ポリスキアスクテラリア |
| ・エボルブルス | ・スカビオサ | ・マツバボタン |
| ・オーニソガラム | ・スクテラリアコスタリカナ | ・ミルトニア |
| ・オキザリス | ・ストレリチア | ・マンボウハハルトムス |
| ・オダマキ | ・スマレ | ・モウセンゴケ |
| ・オハシヒバ | ・セイヨウクモマグサ | ・ヤグルマギク |
| ・オリズラン | ・セネキオマクログロッシ | ・ユウギリソウ |

- ・カキツバタ
- ・カトレア
- ・カラジウム
- ・カラテア
- ・カランコエ (プロスフェルテイヤを除く)
- ・カリシア
- ・カンパニュラ
- ・キペルスパピルス
- ・ギボウシ
- ・キンレンカ
- ・クワスクガズラ (観賞用アスパラガス)
- ・クワキアモエ (旧ゴデチア)
- ・クラッスラオバタ
- ・クラッスラコッキネア
- ・クリヴィア
- ・クルクマ
- ・センノウ
- ・タイマツバナ
- ・ダイヤモンドソウ
- ・タツカシヤントリエ
- ・ダンギク (カリガネウ)
- ・チャセンシダ
- ・ツユクサ
- ・ディサ
- ・ティランジア
- ・デルヒニウム
- ・ナツシロギク
- ・ハエトリグサ
- ・ハワーシアマナカ
- ・ハワーシாமオーガニー
- ・パンジー
- ・バンダ
- ・ユーフォルビアレウコケファラ
- ・ラナンキュラス
- ・ラミウムマクラツム
- ・リアトリス
- ・リカステ
- ・リコリス
- ・ルイシアコティレドン
- ・ルドベッキア
- ・ルリトウワタ
- ・ルリハコベ (アガリスモ初)
- ・レナウレリア (ハツコイウ)
- ・レザーリーフファーン
- ・ロードヒポキシス
- ・ロベリア (ロベリアエリスを除く)
- ・ワレモコウ

(観賞樹：58)

- ・アオキ
- ・アセビ
- ・アブチロン
- ・アマミヒイラギモチ
- ・エニシダ
- ・エリカ
- ・カラタチ
- ・カルミア
- ・カンノンチク
- ・キョウチクトウ
- ・クチナシ
- ・クヱアヒツツリア
- ・クロウエア
- ・クロトン
- ・クワトスティグマウイモツティアタム (ルマツリトモキ)
- ・コエビソウ
- ・ユノテガシワ
- ・ゴムノキ
- ・コルヌス
- ・サクラ
- ・サルスベリ
- ・サンユウカ
- ・シェフレリアカソティシマ
- ・シモツケ
- ・シャシヤンボ
- ・ジンチョウゲ
- ・シンフォリカルポス
- ・センリョウ
- ・ソケイ
- ・ソネリラ
- ・ツタ
- ・ツンベルギア
- ・ドウダンツツジ
- ・ドゥランタ
- ・ドラセナ類
- ・ナツツバキ
- ・ナナカマド
- ・ナンテン
- ・ニオイムラサキ
- ・ノウゼンカズラ
- ・ノボタン
- ・ハーデンベルギア
- ・ハイビスカス
- ・パキラアクアティカ
- ・ハグマノキ
- ・ハマヒサカキ
- ・ハンカチノキ
- ・プレクトランツス
- ・ヘデラ
- ・ボケ
- ・ボタンクサギ
- ・ボローニア
- ・マツブサ
- ・マンサク
- ・マンリョウ
- ・ランタナ
- ・ロウバイ

(野菜：24)

- ・アシタバ
- ・インゲンマメ
- ・ゴボウ
- ・サトイモ
- ・ハス
- ・フキ

- ・ウド
- ・エンドウ
- ・カボチャ
- ・カラシナ
- ・クワイ
- ・ケール
- ・シカクマメ
- ・シュンギク
- ・セリ
- ・セルリー
- ・トウガン
- ・ハクラン
- ・フダンソウ
- ・ミツバ
- ・ヤーコン
- ・ユウガオ
- ・ワケギ
- ・ワサビ

(食用作物：1)

- ・(インゲンマメ：野菜と重複)
- ・エンバク

(工芸作物：4)

- ・アサ
- ・アルテミシア
- ・イグサ
- ・コンニャク

(飼料作物：11)

- ・ケンタッキーブルーグラス
- ・シバ
- ・スムースブロムグラス
- ・センチピートグラス
- ・ダリスグラス
- ・チモシー
- ・ハイブリッドライグラス
- ・パニカム
- ・リナリア
- ・レンゲ
- ・ローズグラス

(林木：20)

- ・アスナロ
- ・イチイ
- ・イトスギ
- ・イヌマキ
- ・イブキ
- ・インドボダイジュ
- ・エゴノキ
- ・カエデ
- ・カラマツ
- ・クスノキ
- ・ゲッケイジュ
- ・シキミ
- ・センダン
- ・タラノキ
- ・トドマツ
- ・ナンキンハゼ
- ・ハコヤナギ (ポプ)
- ・ヒノキ
- ・ホウショウ
- ・メタセコイア

(海草：2)

- ・アサクサノリ
- ・スサビノリ

(きのこ：13)

- ・うすひらたけ
- ・きくらげ
- ・くりたけ
- ・しろたもぎたけ
- ・たもぎたけ
- ・つくりたけ
- ・なめこ
- ・ぬめりすぎたけ
- ・はたけしめじ
- ・ひらたけ
- ・むきたけ
- ・やなぎまつたけ
- ・やまぶしたけ

(選択形質が指定されている種類：告示順、*は品種の用途別限定あり)

- ・トリカブト ・タマネギ ・コンニャク ・落花生 ・マーガレット*
- ・アルテミシア ・オオバナオケラ ・エンバク ・テンサイ ・ナタネ
- ・キャベツ ・アブラナ ・ハクサイ ・ミシマサイコ ・茶
- ・トウガラシ* ・ベニバナ ・スイカ ・メロン ・キュウリ
- ・ニンジン ・オーチャードグラス ・ナデシコ ・カキノキ
- ・エゾウコギ ・ソバ ・ダツタンソバ ・フェストロリウム
- ・イチゴ ・ダイズ ・カンゾウ ・アジアワタ* ・ケブカワタ*
- ・オオムギ ・ホップ ・カンショ ・ケンペリア パルビフロラ
- ・レタス ・イタリアンライグラス ・ペレニアルライグラス
- ・リンゴ* ・アルファルファ ・ハッカ ・クワ* ・タバコ
- ・稲 ・シャクヤク* ・オタネニンジン ・ニホンナシ ・ダイコン
- ・ジオウ ・ダイオウ* ・サトウキビ ・ゴマ ・トマト
- ・バレイショ ・ハウレンソウ ・ソルガム ・ステビア ・センブリ
- ・アカクローバー ・シロクローバー* ・コムギ ・マカロニコムギ
- ・小豆 ・トウモロコシ ・シバ